

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 生前贈与を賢く使う
- II. 特定支出控除について
- III. 資金繰り支援・事業再生支援について
- § 共栄会例会のご案内について

[今月のトピックス]

- ・経営指標解説コーナー
- ・税務相談Q&A情報コーナー
- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 生前贈与を賢く使う

——税制上のメリット有効活用——

この1月から相続税が大改正され、税負担回避のため、相続財産を圧縮するための生前贈与に関心が高まっています。以下に生前贈与を賢く使う方法やメリット等について解説致します。

■ 暦年課税の非課税 110 万活用

1. 子や孫へ 110 万を贈与。
2. 税制上のメリット
 - ①一度にたくさんの資産は移せないものの、例えば、毎年3人の孫へ110万を5年間贈与すると、1,650万が無税で財産の移転が可能です。
 - ②財産が多く110万の非課税の範囲内の贈与では追いつかない場合は、現状で試算した相続税の実効税率より低い贈与税率の範囲内での贈与を検討することで、トータルで有利になる場合があります。
3. 留意点

後日のトラブル防止のために、必ず贈与契約書を作成しておくことが必要です。場合によっては、公証役場で確定日付をとることも検討が必要です。

■ 贈与税の配偶者控除

1. 条件
 - ①婚姻期間が満20年以上の配偶者からの居住用不動産又は購入のための金銭の贈与であること。
 - ②贈与した年の翌年3月15日までに居住し、引続き居住見込みであること。
2. 税制上のメリット

最高2,000万までなら税金がかからず、暦年課税の110万もプラスで控除ができます。

また、相続開始前3年以内であってもこの特例分については相続税の加算の対象外なので相続税も贈与税も課税されません。

■ 教育資金の一括贈与

1. 条件

父母・祖父母（直系尊属）が、子・孫の教育資金に充てるため金銭を拠出して金融機関に信託等をした場合。

2. 税制上のメリット

受贈者1人につき1,500万まで非課税です。

3. 留意点

- ①資金の使い道はチェックされます。
- ②学校等に直接支払われるもの以外の教育資金（習い事等）は1,500万の内、500万が限度です。
- ③教育資金非課税申告書を金融機関等経由で税務署への提出が必要です。
- ④贈与者は1,500万に達するまで複数回に分けて教育資金口座へ入金が可能です。
- ⑤受贈者が30歳になった場合や、教育資金の口座残高が無くなった場合は、契約終了となり、その時点で贈与税の申告が必要になります。
- ⑥拠出額から使った教育資金を差引して残った残額は契約終了年に贈与があったこととされます。暦年課税の110万の非課税が使えます。

■ 相続時精算課税制度

1. 内容

相続時に生前の贈与分も含めて相続税額を計算し、既に納付した贈与税額を控除して精算するという相続税と贈与税を一体化した制度。

2. 税制上のメリット

- ①特別控除枠が2,500万有ります。
- ②将来価値が増加しそうな財産を贈与すれば、贈与時から相続開始時までの含み益が相続財産から除外され有利となります。
- ③将来的に収益を生む財産を生前に移転しておくことで、その収益部分を相続財産から除外することが可能となります。

3. 留意点

- ①2,500万を超える部分は一律20%で贈与税がかかります。
- ②贈与年の翌年3月15日迄に必要な書類を添付した届出書の提出が必要です。
- ③この制度選択後は暦年課税（110万非課税）は使えません。
- ④あくまで税金の繰延です。
- ⑤相続財産が基礎控除額以下の見込みである場合は、この制度を利用することで贈与税も相続税も課税されず、生前贈与が可能です。仮に2,500万を超える贈与を行い20%の贈与税を納付していたとしても、相続申告時に還付されます。



経営指標解説コーナー

■ PBR(株価純資産倍率)とは

PBR(株価純資産倍率)は株価を一株当たり純資産額で割った値であり、会社の純資産と株価の関係を表し、前月解説分のPERと同様に株価の割安性を測ることができます。PBRが低ければ低いほど、株価が割安であるといえます。PBRは単独の数字だけでは企業の割安度は図りづらく、PERと組み合わせて使うことにより、より銘柄の割安の度合いを図ることが出来ます。

Ⅱ. 特定支出控除について

—自腹切りっぱなしではないですか!—

国税庁より昨年9月に発表された「平成25年分民間給与実態統計調査」によると、会社役員からアルバイトの方まで含めた民間の事業所での給与所得者数は平成25年には5,535万人(前年より113万人増加)、給与の総額は200兆3,597億円(前年より9兆2,600億円増加)、源泉徴収された所得税額は復興特別所得税を含めると8兆7,160億円(前年より8,920億円増加)となっています。給与所得いわゆるサラリーマンにとって1年間の税金は、非課税交通費を除けば、年末調整で給与収入から概算経費といえる給与所得者控除額と御自身の基礎控除等の所得控除を引いてその年の年税額を算出します。その年税額が1年間の源泉徴収税額と過不足があれば還付又は徴収されます。その後、医療費や寄付金などがあれば確定申告をして還付を受けます。意外と知られていないのが特定支出を確定申告して還付を受けることです。ここでは特定支出控除について御説明させていただきます。

■ 特定支出控除とは

給与所得者にとって、後述する特定支出に該当すれば、給与所得は単純にその年の給与等収入金額から給与所得控除額を引くだけでなく、確定申告で特定支出の額も以下の算式で控除してもらえます。但し、確定申告で特定支出控除を受けるには、その年の給与等収入が1,500万円以下の人は給与所得控除額の50%超、1,500万円超の人は125万円超の特定支出をその年にしていなければなりません。

$$\begin{aligned} \text{給与所得の金額} &= \text{その年の給与等収入金額} - \text{給与所得控除額} \\ &\quad - (\text{その年の特定支出の合計額} - \text{給与所得控除額} \times 50\% \text{ 又は } 125 \text{ 万}) \end{aligned}$$

■ 特定支出となるもの

- (1) 一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤費用。
- (2) 転勤に伴い転居の為に通常必要と認められる転居費用。
- (3) 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として参加した研修費用。

- (4) 職務に直接必要な資格を取得する為の資格取得費用。
- (5) 単身赴任等で、勤務地又は居所から自宅までの通常必要な帰宅費用。
- (6) 以下の勤務に必要な経費で、給与等の支払者が職務の遂行に必要であると証明したもの。但し、その支出の額の合計が 65 万円を超える場合は 65 万円を上限。
 - ① 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連する書籍費用。
 - ② 制服、事務服、作業服その他の勤務場所を着用することが必要とされる衣服の購入の為の衣服費用。
 - ③ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務遂行上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為の為の交際費等。

■ 特定支出の注意点

前述で特定支出になるものをご説明させて頂きましたが、注意して頂きたいのは、上記での支出額で、給与等の支払者から補填され、非課税とされる部分についてはこの特定支出からのぞかれるのでご注意ください。

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援・事業再生支援について

— 強化されました —

中小企業庁は、「平成 26 年度補正予算」を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や事業再生支援について創設・拡充されました。

■概要

為替が円安方向に進む中、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来たす中小企業・小規模事業者や省エネ投資を促進する事業者に対して、日本政策金融公庫や商工中金等が経営支援を含む手厚い資金繰り支援が行なわれます。さらに、女性等による創業や円滑な事業承継など、地域における前向きな取組、また、NPO法人等の新たな事業・雇用の担い手に対応した融資が促進されます。

■原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資

セーフティネット貸付が拡充されました。原材料・エネルギーコスト高などの影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が低利融資を行います。対象者は社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者等となっております。利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に、金利を最大 0.6%（小規模事業者は最大 0.8%）引き下げます。貸付限度額は中小企業事業・商工中金は 7 億 2,000 万円、国民生活事業は 4,800 万円となっております。また、「省エネルギー促進融資」が創設されました。利益率が低下している中で、省エネルギーに資する施設等を取得し、

省エネルギーを推進する場合に、金利を0.65%引き下げるとともに、従来とは別枠の貸付限度額とします。貸付限度額は別枠で、中小企業事業は7億2,000万円、国民生活事業は7,200万円となっております。

■ 創業支援関連制度等の創設・拡充

地域経済の活性化に資する中小企業・小規模事業者の創業を促進するため、また、創業間もない企業を支援するため日本政策金融公庫における創業関連制度等の創設・拡充が行われます。創業支援貸付利率特例制度、女性向け小口創業が創設されました。創業支援貸付利率特例制度は創業前や創業後1年以内の場合に、金利を0.2%（女性や若者、U/Iターンによる創業者は0.3%）引き下げられます。また、新創業融資制度、新事業活動促進資金、新規開業資金等、無担保融資特例制度、経営者保証免除特例制度が拡充されております。特例の対象や貸付の対象等が拡充されております。

■ 「事業承継・集約・活性化支援資金」の創設

事業の承継等に当たり、安定的な経営権の確保や付加価値向上などを行う場合に、金利を0.4%引き下げます。貸付限度額は中小企業事業7億2,000万円、国民生活事業7,200万円となっております。資本性劣後ローンを、従来とは別枠の貸付限度額（中小企業事業3億円、国民生活事業4,000万円）で利用することが可能です。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 白色申告（個人事業主）の帳簿・書類の保存期間について

平成26年1月から白色申告の個人の方も、記帳・帳簿等の保存が必要になりました。帳簿等の保存期間は、収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、それ以外の業務に関して作成した帳簿、書類として決算に関して作成した棚卸表、受領した請求書、納品書、送り状、領収書等は5年です。収入より必要経費が多く所得税、復興特別所得税の申告をする必要のない方も帳簿等を保存する必要があるため注意して下さい。帳簿や書類は、自らの取引内容を証明するものであり、自己防衛上、必要不可欠のものと考えてください。



国税庁情報コーナー

■ 平成26年4月1日以降「領収書等」に係る印紙税の非課税枠の拡大について

領収書やレシート等の「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、平成26年3月31日までは記載された受取金額が3万円未満のものが非課税でしたが、平成26年4月1日以降は記載された受取金額が5万円未満のものについて非課税となります。領収証等を作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないようご注意ください。



今月のブックマーク

事故情報データベースシステムをご存じでしょうか。事故情報データベースシステムとは、関係機関が保有している生命や身体に関わる消費生活上の事故に関する情報を一元的に集約しているデータベースのことです。事故情報や危険情報は、自社の製品開発などに役立てることができる情報ですので、ご関心ある方はチェックしてみてください。

「事故情報データベースシステム」

http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成27年4月21日（火） 受付 午後4時20分より
内 容： 開催・挨拶 午後5時00分より
第一部 研究部会・研修会 午後5時20分より



テーマ「日本経済ダメ論の嘘！日本経済の強さ」

講演：三橋 貴明 氏（経世論研究所長）

単行本執筆多数。雑誌への連載、各種メディアへの出演等に活躍中

第二部 情報交換懇親会 午後7時より（8時30分終了予定）
御堂筋 本町
会 場： ヴィアーレ大阪 4F ヴィアーレ・ホール（御堂筋線本町駅1号出口を3分）
参加費： 5,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 . . . T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース 編集担当 岸本 圭祐